

平成 26 年 11 月 7 日

各 位

会社名 石山 Gateway Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 三木 隆一
(JASDAQ コード 7708)
問い合わせ先 業務管理本部 マネージャー
佐藤 隆太
電話番号 03-5425-7421

第三者委員会の設置と四半期報告書の提出見込みに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 30 日付「金融商品取引法違反の疑義による証券取引等監視委員会の強制調査について」で公表いたしましたとおり、金融商品取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)の疑義による強制調査を受け、現在、関係当局による調査を受けております。

当社としましては、引き続き関係当局による調査には協力を行って参る所存ではございますが、このように関係当局の調査対象となっている状況を真摯に受け止め、当社及び当社の連結子会社における修正を要する会計処理の有無を含む事実関係等の詳細を把握すること、及び当該事実関係の調査結果を踏まえ、再発防止策や適切な会計処理等に関する提言を求める必要があると判断し、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第三者委員会の委員選定につきましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成 22 年 7 月 15 日公表、同年 12 月 17 日改訂)に沿って選定を行っており、第三者委員会からは、同委員会の活動に際して、同ガイドラインに準拠する旨の意見を頂いております。

当該調査につきまして、今後進展があり次第、速やかにご報告申し上げます。

ご心配、ご迷惑をおかけした皆様には、深くお詫びを申し上げます。

記

1. 第三者委員会の目的

当社及び当社子会社における修正を要する会計処理の有無を含む事実関係の調査、発生原因及び問題点の調査分析、会計処理の妥当性の検討並びに再発防止策の提言を行います。

なお、当社としては、今般の金融商品取引法違反の疑義による強制調査の対象が、当社の過年度における発電機の売買に関する会計処理に係るものと認識しており、その事実関係の調査が、まずは必要であると考えております。また、第三者委員会による調査対象につきましては、今後、調査範囲の対象を拡大する可能性がございます。

2. 第三者委員会の構成(敬称略)

委員長	石毛和夫 (弁護士)	平成 5 年 3 月 平成 7 年 3 月 平成 11 年 4 月 平成 15 年 7 月 平成 16 年 8 月 平成 17 年 3 月 平成 18 年 1 月 平成 23 年 1 月	東京大学経済学部経済学科卒業 東京大学経済学部経営学科卒業 弁護士登録・あさひ法律事務所入所 政府系ファンド「産業再生機構」入社(～平成 18 年) スカイネットアジア航空(株) 監査役(兼務、～平成 19 年) 宮崎交通(株) 監査役(兼務、～平成 18 年) その他、産業再生機構において、総合スーパー、百貨店、メーカー等、多数多様な事業者の再建に従事 あさひ・狛法律事務所入所(現・西村あさひ法律事務所) 弁護士法人ほくと総合法律事務所にパートナーとして参画(現職)
委員	河江健史 (公認会計士)	平成 14 年 3 月 平成 14 年 10 月 平成 18 年 7 月 平成 19 年 8 月 平成 21 年 7 月 平成 25 年 1 月	早稲田大学商学部 卒業 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 公認会計士登録 河江健史会計事務所開業 証券取引等監視委員会課徴金・開示検査課(現 開示検査課)入庁(証券調査官) 河江健史会計事務所代表として復帰(現職)
委員	本村 健 (弁護士)	平成 7 年 3 月 平成 9 年 4 月 平成 15 年 6 月 平成 21 年 1 月	慶應義塾大学大学院法学研究科民法学専攻 前期博士課程修了(法学修士) 弁護士登録・岩田合同法律事務所入所 ワシントン大学ロースクール卒業(LL.M.) 岩田合同法律事務所パートナー(現職)

3. 今後のスケジュール

調査報告書の提出	平成 26 年 12 月初旬(予定)
----------	--------------------

4. 今後の対応

当社は、第三者委員会の調査に対して全面的に協力を行って参ります。また、証券取引等監視委員会の調査に対しても引き続き全面的に協力して参ります。

また、第三者委員会の調査報告書につきましては、受領次第速やかにお知らせします。

5. 四半期報告書の提出見込み

当社は、現在、平成 27 年 6 月期第 1 四半期の決算に係る監査手続(レビュー手続)中のとこ

る、上記を受け、事実関係解明後の追加的な監査手続(レビュー手続)が必要となりました。

加えて、全容解明を行うにあたり、第三者委員会の調査結果を踏まえる必要があるため、時間を要することから四半期レビュー報告書の受領がずれ込む見込みとなり、四半期報告書の提出が現時点での提出期限(平成 26 年 11 月 14 日)よりも遅延するおそれが生じたため、今後、関東財務局に当該四半期報告書の提出期限の延長につき、承認申請を行う予定であります。また、平成 27 年 6 月期第1四半期決算短信につきましても、上記理由により、平成 26 年 11 月 14 日までに開示できない見込みとなりました。

以 上